

岩手県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	開設している施術所		指定年月日
	名称	所在地	
高橋 淳一	鍼灸接骨院うさぎ堂	八幡平市大更第35地割198番地1	平成23年5月12日
松岡 良浩	松岡整骨院	一関市八幡町6番3号	平成23年6月1日
菅原 園子	はりきゅう治療室西谷坊	西磐井郡平泉町平泉字衣関82番地	〃
佐藤 英樹	なるいし整骨院	陸前高田市高田町鳴石51番地32	平成23年6月13日
高橋 慎太郎	スマイル整骨院	北上市諏訪町二丁目5番7号	平成23年6月15日